

## 支援法適用区域の追加について

支援法適用区域とは、大震災に際し、被災者生活再建支援法（以下「支援法」といいます。）が適用された市町村の区域をいいます。このパンフレットでは、平成23年5月現在のものを掲載していますが、その後、次のとおり適用区域が追加され、現在は次表のとおりとなっています。

- ① 平成23年6月21日公表 加須市（うち旧大利根町）
- ② 平成23年7月12日公表 加須市（うち旧北川辺町）及び久喜市
- ③ 平成23年8月18日公表 板橋区

都 道 府 県	適用された市町村
青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県	全ての市町村
埼玉県	加須市のうち旧大利根町及び旧北川辺町・久喜市
新潟県	十日町市・中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村
東京都	板橋区

※ 適用区域の追加状況は、内閣府ホームページ ([http://www.bousai.go.jp/shien\\_dantai.html](http://www.bousai.go.jp/shien_dantai.html)) でご確認ください。